

島牧村行政改革集中改革プランの概要

現在、地方自治を取り巻く環境は、国が進めている三位一体改革等により、地方交付税等の大幅な減少で、非常に厳しい状況にあります。

このような中、総務省より平成17年3月29日付で「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、各自治体では、平成17年度を起点とした平成21年度までの5ヶ年における行政改革にかかる「集中改革プラン」の策定が義務付けされました。

本村におきましても、従来の行政改革に加え、総務省の指針に基づき「集中改革プラン」を策定し、より一層の行財政改革の推進を図ることとします。

なお、総務省の指針に基づく17年度以降の取組項目及び内容について、次のとおりです。

1. 事務・事業の再編・整理、廃止・統合 (事務事業等の見直し)

住民ニーズの多様化・高度化に伴う行政需要の拡大が想定されるが、事務事業については、効果や効率性の観点から、事務事業の廃止・縮小や統合する等の見直しを行い、行政の責任分野、行政関与の必要性、行政運営の効果性、受益者負担と公費負担のバランスを十分に検討し、サービス範囲の見直しを図る。

また、実施にあたっては、行政改革本部会議において決定し、ホームページや広報等を通じて公表していく方向で検討する。

2. 民間委託等の推進 (指定管理者制度の活用含む)

行政運営の効率化、住民サービスの向上を図るため、今後とも適正な管理監督のもとに行政責任の確保、官民におけるコスト比較に留意しつつ、指定管理者制度の活用を含め、全施設の管理運営について見直しを図る。

3. 定員管理の適正化

(17年度から21年度までの取組目標)

現行72人(臨時職員含む。)を退職者の不補充と適切な新規採用を併せ22年4月1日における定員目標を65人とする。

4. 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

本村における職員給与については、従来より国家公務員給与に準拠で取り進めてきたところであるが、昨今の財政状況の悪化から特別職(議員含む。)及び一般職ともに期末手当等の削減を実施し、人件費の抑制を図ってきたところである。

今後においても、近隣町村の状況等を勘案し、適正な運用を図る。

(1) 高年齢職員の昇給停止・・・16年度において55歳昇給停止とした。

(2) 退職時の特別昇給(定年、勸奨)については、18年度廃止で検討する。

5. 第3セクターの見直し

第3セクターは、時代の要請を受けて設立されたものであり、村の行政施策と密接に連携しながら公共サービスの提供主体の一つとして重要な役割を担ってきたが、社会経済環境の変化により、それらを取り巻く環境は、大変厳しくなっている。

さらに、新たに地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入され、公の施設の管理に関して、民間事業者の参入も可能になったことから、公の施設の管理を受託しているセクターにとっては、その事業基盤に大きく影響を及ぼすものであり、そのあり方が問われている。本村においては、国の指針である第3セクター改革の流れを踏

まえて、抜本的な見直しを図る。

6. 経費節減等の財政効果

(経費の節減合理化等財政の健全化)

本村では、事務事業の見直しや経常経費の削減を行い財政運営に努めてきたが、年々厳しさをましている。

歳入面では、長引く景気の低迷で村税が伸び悩むとともに、国の三位一体改革が進む中で、地方への税源移譲、国庫補助・負担金及び地方交付税の見直しがあり、財源不足が顕著となっている。

一方歳出面では、厳しい財政状況の下でも、少子高齢社会、情報通信社会、生活基盤整備、産業振興等の諸施策に取り組んでいかななくてはならない。

(今後の取組目標)

1. 歳入の確保

(1) 税の徴収対策・・・個別徴収の強化及び滞納処分により、徴収率の向上を図る。

(2) 使用料・手数料の見直し・・・従来より継続

(3) 未利用財産の売り払い等・・・従来より継続

(4) 受益者負担の適正化・・・従来より継続

2. 歳出削減策

(1) 人件費削減・・・職員削減、給与等削減

(2) 組織の統廃合・・・20年度を目途に現行7課を5課に統合検討

(3) 内部管理経費の見直し・・・従来より継続

(4) 補助金等の見直し・・・従来より継続

(5) 施設等維持費の見直し・・・従来より継続

(6) 投資的経費の見直し・・・従来より継続

7. 地方公営企業関係

(地方公営企業の健全化)

地方公営企業の事業数は、簡易水道事業及び介護保険事業の2事業である。

これらの事業は、自治体が直接実施するにふさわしいものであると思われる。

しかしながら、地方公営事業として事業を継続するにしても、指定管理者制度等の民間的手法の導入や経営計画の策定、事務事業の見直し等は、当然求められるものであり、それぞれの事業においては、社会経済情勢の変化を適切にとらえ、より一層の経営の健全化を推進していくものである。

以上が、集中改革プランの概要であります。各数値等は、今後、広報誌等で公開する方針です。